

令和3年4月23日

和歌山県知事
仁坂 吉伸 様

日本野鳥の会和歌山県支部
支部長 中川 守 (公印省略)
御坊市名田町上野 1465

公益財団法人 日本野鳥の会
理事長 遠藤 孝一 (公印省略)
東京都品川区西五反田 3-9-23 丸和ビル

中紀第二ウィンドファーム事業の中止に関する要望

陽春の候、貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素は日本野鳥の会が行う自然保護活動に対し、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、コスモエコパワー株式会社が有田川町および日高川町に接する白馬山脈の行政界付近で計画している（仮称）中紀ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書が公告・縦覧されています。その準備書に対し日本野鳥の会和歌山県支部および（公財）日本野鳥の会は連名で、別紙のように意見書を提出しております。

意見書にもありますように、コスモエコパワー株式会社が作成した準備書は記載内容に不足等が多いため、熟度が低いアセス図書となっています。そのため当会は、同社は再調査または追加調査を実施したうえで準備書を作成し直すべきであり、もし、それができない場合は、事業を中止すべきであると意見したところです。

そのため、貴職におかれましても、我々と同様に厳しい意見を知事意見として準備書に対して述べていただきたく、ここにお願い申し上げます。

敬具

令和3年4月23日

コスモエコパワー株式会社
代表取締役社長 野地 雅禎 様

日本野鳥の会和歌山県支部
支部長 中川 守 (公印省略)
御坊市名田町上野 1465

公益財団法人 日本野鳥の会
理事長 遠藤 孝一 (公印省略)
東京都品川区西五反田 3-9-23 丸和ビル

(仮称) 中紀第二ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書に対する意見書

貴社が作成した(仮称)中紀第二ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書(以下、準備書という)に対し、環境影響評価法第18条の1に基づき、鳥類保全の見地から下記の通り意見を述べる。

記

(1) 861頁以降の影響予測の結果のうち(イ)鳥類 i. 重要な鳥類における影響予測について

①影響予測の全体について

- ・重要な鳥類への影響予測について、どの鳥類も5つの項目で影響を評価しているが、記載内容はどの種に対してもほぼ同じであり、また、定性的にしか影響を評価しておらず、種ごとに科学的に影響を評価しているとは言えない。貴社が取得した調査データに加え、国内外の既往文献を用いるなどして、起こりうる影響を鑑みながら、総合的な見地から再評価すべきである。
- ・5つのうち4つの項目で「・・・可能性が考えられる」と記載されている一方、「・・・影響は小さいものと予測する」と評価している。このような評価を行うのであれば、影響が小さいとする根拠について、「改変面積が小さい」、「慣れが生じる」などの定性的な評価のみに頼らず、鳥類の種ごとの生態や特性を加味しながら、科学的根拠をもって評価を行うべきである。
- ・移動経路の遮断・阻害の項目について、繁殖や採餌に係る移動経路の一部が阻害される可能性が考えられるとしながらも、改変面積が小さいことや配電線を地下埋設することから、影響は小さいと予測している。しかし、ここで問題となるのは、空中にある鳥類の移動経路を風車の存在そのものが遮断・阻害するという影響である。そのため貴社は、そのことを念頭において、国内外の既往文献を用いるなどして、再度、それぞれの鳥類の種に対して、移動経路の遮断・阻害について影響を評価すべきである。
- ・騒音による生活環境の悪化の項目について、すべての重要な鳥類において、工事による騒音で改変区域周辺に生息する個体が逃避する可能性が考えられるとしつつも、クマタカの事例を用いて、工事の影響は少ない、または一時的であると、影響は小さいと予測している。しかし、クマタカの事例を他の鳥類の種へ適用することは、予測結果に誤りを生じさせる可能性が高い。そのため貴社は、国内外の既往文献を用いる

などして、再度、それぞれの鳥類の種に対して、騒音による生活環境の悪化について影響を評価すべきである。

②クマタカに対する影響予測について

- ・ブレード・タワーへの衝突の項目について、各風力発電機設置箇所に該当するメッシュでも衝突確率を算出し、風力発電機別にみるとどれも年間予測衝突数が低いと評価している。このような影響の評価は、事後調査において地形等の要因も加味しながら行えば影響の回避・低減策の立案等に有効と思うが、クマタカの繁殖期の行動圏の大きさや、まだ風車が建っていない状況等を考慮すると、事前調査ではこの個別の発電機を対象とする評価方法はそれほど意味がない。そのため貴社は、対象事業実施区域（以下、計画地という）の全体、またはクマタカの行動圏内にある風車全体がそれぞれの個体に及ぼす影響を再度、評価すべきである。

(2) その他の点について

①渡り鳥の調査について

- ・貴社が行った主に猛禽類を対象とした渡り鳥調査の実施時期は、計画地での渡りのピークから外れており、計画地周辺における渡り鳥の状況を正確に把握できていない、または、過小評価をしている。その年の天候により渡り時期は数日ずれることはあるが、計画地周辺における渡り鳥の秋季のピークは10月第1週であり、春季のピークは3月末から4月にかけての1週間である。このような計画地周辺の猛禽類の渡りの状況は、長年に渡ってタカ渡りネットワークから調査結果が公表されている。貴社は、そこにある情報を活用しながら時期を設定したうえで、再調査を実施すべきである。

参考までに、計画地と関連が深いと思われる地点（秋季：伊良湖岬、春季：高知県）のタカ渡りネットワークのデータを別紙に示す。

②既設の風力発電施設に係る事前および事後調査の結果の活用した累積的影響評価の実施について

- ・貴社は、環境影響評価方法書に対する経済産業大臣勧告、および和歌山県知事意見にもあるように、貴社がすでに計画地周辺で建設した「広川・日高ウィンドファーム事業」、および建設中の「中紀ウィンドファーム事業」に加え、全国で運転している風力発電施設に係る事前および事後の調査結果を用いるなどして、本事業計画において既存施設との間で累積的環境影響評価を実施すべきである。しかし、それにもかかわらず、準備書には累積的環境影響評価の結果が記載されていない。そのため貴社は、既存施設等との間で累積的影響評価を実施し、準備書を作成し直すべきである。

上記のように、貴社が作成した準備書は記載内容に不足等が多いため、熟度が低いアセス図書となっている。そのため、貴社は再調査または追加調査を実施したうえで準備書を作成し直すべきであり、もし、それができない場合は、事業を中止すべきである。

以上

別紙：伊良湖岬（秋）および高知県（春）における渡り鳥の観察日と個体数

伊良湖岬のデータ			高知県のデータ		
令和元年	タカの総個体数 (主にサシバとハチクマ)	調査日	令和2年	タカの総個体数 (ほとんどがサシバ)	調査日
9月21日	10		3月21日	32	
9月22日	2		3月22日	154	
9月23日	0		3月23日	2	○
9月24日	9		3月24日	27	○
9月25日	223		3月25日	44	○
9月26日	68	○	3月26日	396	○
9月27日	203	○	3月27日	0	
9月28日	52	○	3月28日	138	
9月29日	43	○	3月29日	568	
9月30日	47		3月30日	790	
10月1日	154		3月31日	116	
10月2日	362		4月1日	0	
10月3日	0		4月2日	320	
10月4日	0		4月3日	1060	
10月5日	243		4月4日	182	
10月6日	1638		4月5日	126	
10月7日	133		4月6日	358	
10月8日	90		4月7日	257	
10月9日	230		4月8日	361	
10月10日	122	○	4月9日	135	
10月11日	9	○	4月10日	29	
10月12日	0				
10月13日	12	○	3月26日は、327羽が午後に出現しているの、 調査地には早くても翌日の飛来になる。		
10月14日	11	○			
10月15日	53				
10月16日	41				
10月17日	17				
10月18日	0				
10月19日	0				
10月20日	39				